

平成 27 年 3 月 30 日

**【照会先】**

政策統括官付労政担当参事官室

室長補佐 金子 雄樹彦(内線 7751)

政策統括官付労使関係担当参事官室

労働情勢専門調査官 山本 道彦(内線 7770)

03(5253)1111 (代表)

03(3502)6734 (労政担当参事官室直通)

03(3502)6735 (労使関係担当参事官室直通)

報道関係者 各位

## 公益事業に関する争議行為予告の公表方法が変わります

～厚生労働省ホームページへの掲載～

公益事業に関する争議行為予告について、厚生労働省では、これまで官報に掲載することにより公表してきましたが、インターネットが急速に普及した環境を踏まえ、平成 27 年度受理分から厚生労働省のホームページに公表文を掲載する方法に変更します。なお、当分の間(平成 27 年 8 月までを予定)は試行期間とし、これまで通り官報にも掲載します。

ページの概要は下記のとおりです。

### 1 運用開始日

平成 27 年 4 月 1 日

### 2 公表内容

争議行為の内容、場所(関係都道府県)、開始日、関係当事者名

### 3 掲載場所

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)のトップページ下部の、「公益事業に関する争議行為の予告」のバナーをクリックすると、「公益事業に関する争議行為の予告」のページが表示されます。

または、トップページの「分野別の政策」の「雇用・労働」の下にある「労使関係」をクリックして、表示された画面の「公益事業に関する争議行為の予告」をクリックしても表示されます。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077041.html>

(別添1) 関係条文(労働関係調整法等)

(別添2) 『公益事業に関する争議行為の予告』ページの画面

○労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)(抄)

第8条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 三 水道、電気又はガスの供給の事業
- 四 医療又は公衆衛生の事業

2, 3 略

第 37 条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも 10 日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 略

○労働関係調整法施行令(昭和 21 年勅令第 478 号)(抄)

第 10 条の4 法第 37 条の通知は、その争議行為が一の都道府県の区域内のみに係るものであるときは、当該都道府県労働委員会及び当該都道府県知事に対し、その争議行為が二以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中央労働委員会及び厚生労働大臣に対し行わなければならない。

2 前項の規定により中央労働委員会及び厚生労働大臣に対し行うべき通知は、関係都道府県労働委員会又は関係都道府県知事の一を経由して行うことができる。

3 第一項の通知は、争議行為をなす日時及び場所並びにその争議行為の概要を記載した文書によつてなさなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第1項の通知を受けたときは、直ちに、公衆が知ることができる方法によつてこれを公表しなければならない。

雇用・労働 公益事業に関する争議行為の予告

公益事業(1. 運輸事業、2. 郵便、信書便または電気通信の事業、3. 水道、電気またはガスの供給の事業、4. 医療または公衆衛生の事業)において、労働組合・企業が複数の都道府県にまたがるストライキや事業所閉鎖などの争議行為を行う場合は、労働関係調整法第37条に基づき、争議行為予告を中央労働委員会と厚生労働大臣に、少なくとも10日前までに通知しなければなりません。

また、争議行為予告の通知を受けた厚生労働大臣は、争議行為予告を公表することとなっています。

※ 争議行為予告は、あくまで予告であり、争議行為が行われない場合もあります。

[争議行為予告の制度について](#)

平成27年度

争議行為開始日	労働組合名・企業名	業種	関係都道府県
	現在、4月1日以降に受理した争議行為予告の公表文はありません		